

# 都市再生整備計画

おかちまちえきしゅうへんちく  
御徒町駅周辺地区

とうきょうとたいとうく  
東京都台東区

令和5年12月

## 都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	東京都	市町村名	台東区	地区名	御徒町駅周辺地区	面積	約3.1 ha
計画期間	令和 5 年度	～	令和 9 年度	交付期間	令和 5 年度	～	令和 9 年度

目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大目標：まちの魅力や賑わいの向上</li> <li>・小目標：道路空間を活用し、賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出</li> </ul>

目標設定の根拠
<p>まちづくりの経緯及び現況</p> <p>○御徒町南口駅前広場（以下、「おかちまちパンダ広場」と言う。）設立の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御徒町南口駅前広場周辺地区では、平成3年11月に御徒町駅周辺地区地区計画が決定（より安全で良好な市街地環境形成を図るため平成23年12月に地区計画を変更）し、平成18年度には地区整備計画に定められている南口歩行者駅前広場の創出を目的とした、民間による土地区画整理事業に着手、平成19年4月には、御徒町南口西地区広場周辺整備協議会が発足し、平成21年度に南口歩行者駅前広場の一部供用を開始、平成24年度には、「おかちまちパンダ広場」として全面オープンした。おかちまちパンダ広場（面積1674.144㎡）は、道路空間（916.27㎡）と民有地（757.87㎡）から成る。</li> </ul> <p>○まちづくりの現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年に区、御徒町南口商店会（以下、「商店会」と言う。）、株式会社大丸松坂屋百貨店の三者にて「御徒町南口駅前広場周辺地区におけるエリアマネジメントに関する覚書」が締結され、さらに平成30年3月に開催した「平成29年度 御徒町エリアマネジメント懇談会」を契機に平成30年7月に「御徒町南口駅前広場周辺地区におけるエリアマネジメントに関する協定書」の締結に至った。</li> <li>・以降継続して、商店会は、「エリアマネジメント事業」として、安全・安心なまちづくりのため、御徒町駅周辺地区における定期清掃や放置自転車対策に取組むとともに、おかちまちパンダ広場においては、「賑わいの創出」のため、現在に至るまで様々なイベントを企画・主催している。</li> <li>・平成30年に商店会では、エリアマネジメント活動の方向性として「個性が光るまちのコンセプトの確立・定着化」、「品位・秩序を保ちつつ、柔軟性のある広場利用を展開」、「広場利用・運営の担い手としての信頼性の向上」、「広場空間としての利用価値のPR」、「プレイヤーからマネージャーへの協議会の進化」などを掲げている。</li> <li>・令和2年にエリアマネジメントを支援するため、効果的な手法・制度及びその活用に係る台東区「御徒町南口駅前広場周辺地区エリアマネジメント支援方針」を策定し、都市再生整備計画の策定を目指すものとした。</li> </ul>

課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的に道路を利活用することが可能となる方策の検討。</li> <li>・放置自転車の削減に向けた対策。</li> <li>・人の滞留を生み、まちの賑わいを創出するための空間づくり。</li> </ul>

将来ビジョン（中長期）
<p>【台東区都市計画マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンダ広場等の公共性の高い施設や敷地の有効活用により、更なる賑わいの創出を図る。</li> </ul> <p>【上野地区まちづくりビジョン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者優先のわかりやすい都市空間の創出</li> <li>・杜まちな全体の魅力が向上するエリアマネジメントの推進</li> </ul> <p>【御徒町駅周辺地区地区計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活気の溢れる、複合的で効率的な小売・卸売商業・業務地区の形成を目指すとともに、歩行者の安全に配慮した、快適で魅力ある街並みの形成</li> </ul>

目標を定量化する指標																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指 標</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">定 義</th> <th rowspan="2">目標と指標及び目標値の関連性</th> <th>従前値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出に活用した日数</td> <td>日/年</td> <td>おかちまちパンダ広場において、賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出に活用した日数を集計</td> <td>賑わいのある歩行者空間、滞留空間を創出することで、まちの魅力や賑わいの向上を図る。</td> <td>112日/年</td> <td>183日/年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>令和元年度</td> <td>令和9年度</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	基準年度	目標年度	賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出に活用した日数	日/年	おかちまちパンダ広場において、賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出に活用した日数を集計	賑わいのある歩行者空間、滞留空間を創出することで、まちの魅力や賑わいの向上を図る。	112日/年	183日/年					令和元年度	令和9年度
指 標					単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値											
	基準年度	目標年度																		
賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出に活用した日数	日/年	おかちまちパンダ広場において、賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出に活用した日数を集計	賑わいのある歩行者空間、滞留空間を創出することで、まちの魅力や賑わいの向上を図る。	112日/年	183日/年															
				令和元年度	令和9年度															

都市再生整備計画の整備方針等

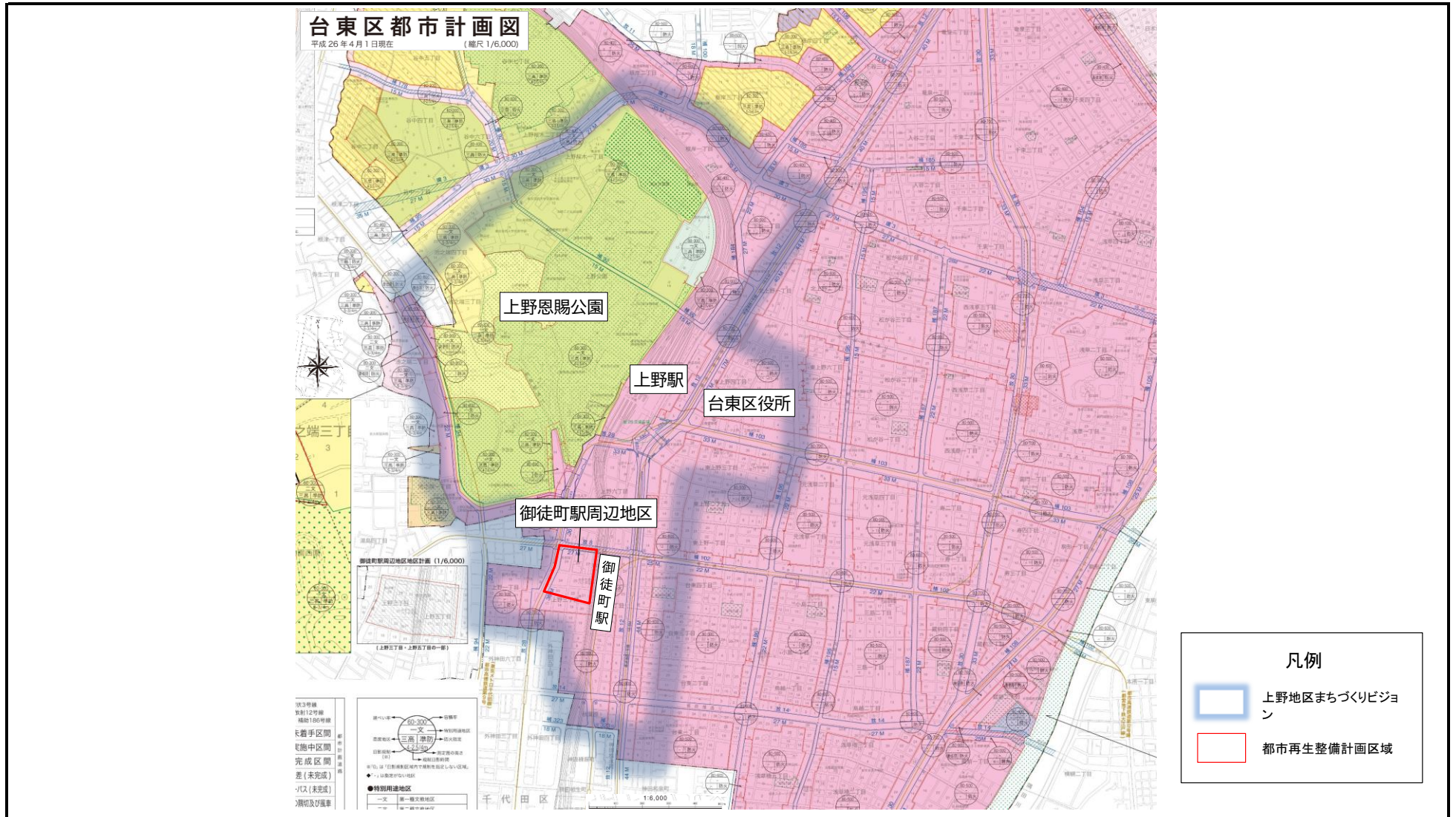
計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
①道路空間と民有地の一体的な活用による取組みの推進 ②歩行者の利便性・安全性に配慮した取組みの推進	【協定制度等】 道路占用許可の特例を活用する。（都市再生特別措置法第46条10項）

その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区上野三丁目26番地先（特別区道台第15号線）において、都市再生特別措置法施行令第17条第1項第2号に規定する食事施設を設ける。</li> </ul>



都市再生整備計画の区域

御徒町駅周辺地区（東京都台東区）	面積 約3.1 ha	区域	台東区上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目及び上野六丁目各地内
------------------	---------------	----	--------------------------------



協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度						
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条15項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条14項)	低未利用土地利用促進協定(都市再生特別措置法46条16項)	
1	●食事施設の設置・維持管理 道路空間を活用した食事施設の設置により、魅力的で賑わいのある空間を創出し、適切に維持管理する。	道路空間を活用し、賑わいのある歩行者空間、滞留空間を創出することで、まちの魅力や賑わいの向上を図る。	R5～R9	御徒町駅南口商店会	○						
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

制度別詳細1（道路占用に関する事項） 都市再生特別措置法46条10項

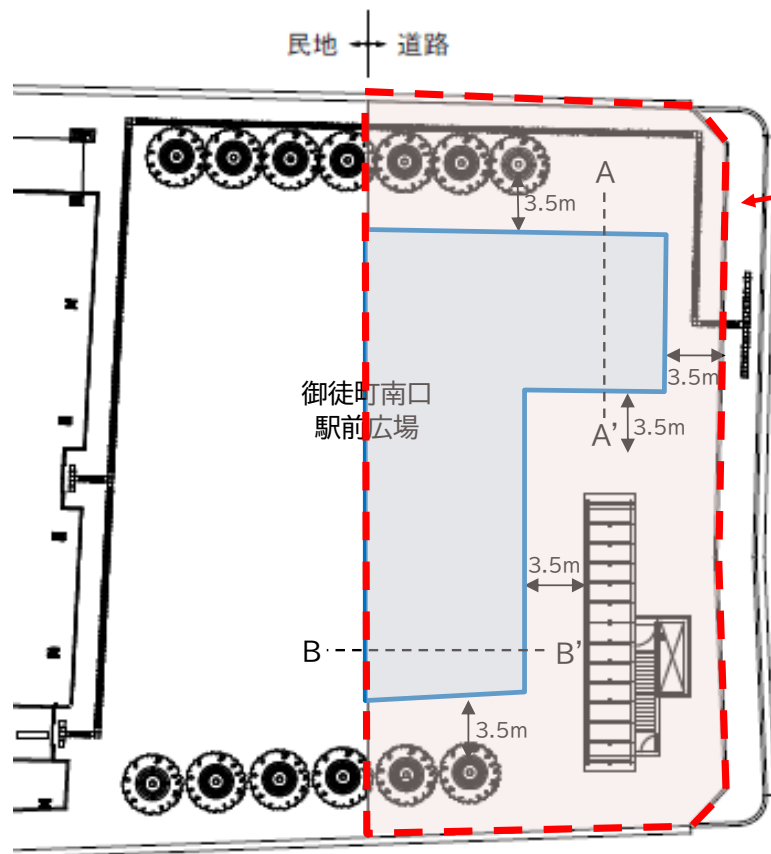
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路占用許可特例対象施設	1	●食事施設 【該当施設】 テーブル、椅子 台東区上野三丁目26番地先（路線名：特別区道台第15号線）	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な掃き掃除及び汚れが確認された場合の適時清掃。</li> <li>周辺自転車駐車場の案内及び放置自転車の整理。</li> </ul>
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

# 制度別詳細 1-1 (道路占用に関する事項)

## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

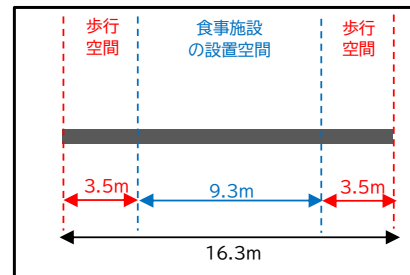
〈平面図〉



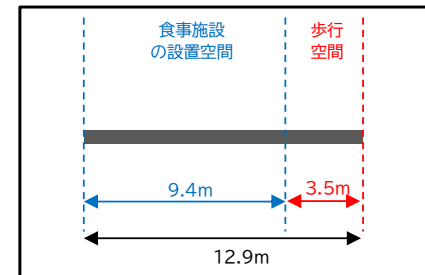
〈位置図〉



A-A'断面図



B-B'断面図



**【凡例】**

- :道路占用許可の特例を活用し、賑わいのあるまちづくりを行う予定の区域
- :食事施設 (テーブル、椅子)